

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十号

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県道路占用料条例の一部改正)

第一条 佐賀県道路占用料条例(昭和二十八年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 占有物件 | | 占有料 | |
|--------------------|---------------------------|------------------|--------|
| | | 単位 | 金額 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱 | 1本につき1年 | 1,200円 |
| | 電話柱 | | 670円 |
| | その他の柱類 | | 67円 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 7円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 4円 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 660円 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 400円 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,300円 |
| | 郵便差出箱 | | 570円 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |
| | その他のもの | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,300円 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.1メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 40円 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 61円 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 81円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | | 160円 |
| | 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの | | 400円 |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 810円 |

| | | | | |
|--|------------------------------|--------------------------|------------------|----------------|
| | | | | |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,300円 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.004を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.007を乗じて得た額 |
| | | 階数が3以上のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | 上空に設ける通路 | | | 570円 |
| | 地下に設ける通路 | | | 340円 |
| | その他のもの | | | 1,300円 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 11円 |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 110円 |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 110円 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 1,100円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 11円 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 110円 |
| | 幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 11円 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 110円 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,100円 |
| | | その他のもの | | 570円 |

| | | | |
|----------------------------------|---|------------------|----------------|
| | | | |
| 令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 110円 |
| 令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設 | | | 130円 |
| 令第7条第6号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.016を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.020を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.028を乗じて得た額 |
| 令第7条第7号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに0.016を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 令第7条第8号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに0.020を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | Aに0.016を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.020を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに0.028を乗じて得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる器具 | | | Aに0.028を乗じて得た額 |
| 令第7条第11号に掲げる施設 | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | | Aに0.016を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.020を乗じて得た額 |

| | | |
|--|--------|--------------------|
| | その他のもの | Aに0.028を 乗じて得た額 |
|--|--------|--------------------|

- 備考 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 2 Aは、占用物件に直近する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類地の時価）を表すものとする。

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第二条 佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|-------------|---|---|---------|
| 公園施設を設置する場合 | 建築物 | 1平方メートルにつき1月 | 62円 |
| | 建築物以外 | | 3円 |
| 公園施設を管理する場合 | 建築物 | | 440円 |
| | 建築物以外 | | 8円 |
| 都市公園を占用する場合 | 電柱 | 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。 | |
| | 鉄塔 | | |
| | 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの | | |
| | 防火用貯水槽その他で地下に設けられるもの | | |
| | 郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類するもの | | |
| | 標識 | | |
| | 展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 | | |
| | 工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事材料の置場 | | |
| 都市公園を使用する場合 | 行商、募金、露店営業その他これらに類するもの | 1日 | 260円 |
| | 業として写真を撮影するもの | 1月 | 5,210円 |
| | 業として映画を撮影するもの | 1日 | 10,470円 |
| | 展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの | | 2,890円 |
| | 花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの | | 2,320円 |

備考 1 公園施設を管理する場合において、職員等の通勤のための駐車場として管理するときは、この表

に掲げる額にかかわらず、佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に掲げる額とする。

2 使用面積、長さ又は使用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。

(佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第三条 佐賀県漁港管理条例(昭和四十八年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

| | | 区分 | 単位 | 単価 |
|-----|--------------------------|--|---|-----|
| 使用料 | 岸壁物揚場 | 普通船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回（係留時間24時間まで） | 3円 |
| | | 定期の船舶 | 総トン数1トンにつき係留1回 | 4円 |
| | | 指定船舶 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回（係留時間24時間まで） | 10円 |
| | 指定船舶用泊地 | 船舶の長さ1メートルにつき係留1回（係留時間24時間まで） | 8円以内で規則で定める額 | |
| | 野積場、漁具干場、船揚場その他の漁港施設用地 | 使用面積1平方メートルにつき1日 | 1.5円 | |
| 占用料 | 漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設を除く。） | 上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 27円 |
| | | 電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合 | 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）別表に定める単位及び額による。 | |
| | | 職員等の通勤のための駐車場として占用する場合 | 佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）別表に定める単位及び額による。 | |
| | | その他の場合 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 45円 |

備考 1 使用料等の額の算定の単位がトン、メートル、平方メートル、日又は月である場合において、総トン数、長さ、使用面積若しくは占用面積又は使用の期間若しくは占用の期間が1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満若しくは1月未満のもの又は1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満若しくは1月未満の端数は、それぞれ1トン、1メートル、1

平方メートル、1日又は1月に切り上げる。

- 2 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 3 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
- 4 使用料等の額を計算した場合において、その計算して得た額が100円未満であるときはその額は100円に、その計算した額に10円未満の端数があるときはその端数の額は10円にそれぞれ切り上げる。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------------------|---------------------|--------------|------|
| 通路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 110円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 70円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 570円 |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | 70円 |
| 漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。） | | | 9円 |
| その他 | | | 100円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときはその額は100円に、その計算した額に10円未満の端数があるときはその端数は10円にそれぞれ切り上げる。

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第四条 佐賀県海岸占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

占用料

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------------|---------------------|--------------|------|
| 道路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 110円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 70円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 570円 |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 採草及び牧草用地、ゴルフ場等 | | | 9円 |
| その他 | | | 100円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
 - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用料の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第五条 佐賀県流水占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十一号)の

一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

土地占用料

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------------|---------------------|--------------|------|
| 道路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 110円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 70円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 570円 |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 軌道 | | | 290円 |
| 採草及び牧草用地、ゴルフ場等 | | | 9円 |
| その他 | | | 100円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が年度の中途から始まり、又は年度の中途において終わるものについて占用開始の日又は占用終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占用した月数を基礎として月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が一の年度において30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
 - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円に切り上げる。占用料を2以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占用料の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正)

第六条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例(平成十三年佐賀県条例第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

占用料

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|------------|---------------------|--------------|------|
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 100円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 60円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 440円 |
| その他 | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位がメートル又は平方メートルである場合において、長さ又は占用面積が1メートル未満若しくは1平方メートル未満のもの又は1メートル未満若しくは1平方メートル未満の端数は、それぞれ1メートル又は1平方メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
 - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用料の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第七条 佐賀県砂防法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

占用料

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------------|---------------------|--------------|------|
| 道路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 110円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 70円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 570円 |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 軌道 | | | 290円 |
| 採草及び牧草用地、ゴルフ場等 | | | 9円 |
| その他 | | | 100円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
 - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用料の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県港湾管理条例の一部改正)

第八条 佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、」を削り、「ものに係る使用料にあつては」を「ものに係る使用料にあつては、」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

使用料

| | | 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------|-----------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------|
| 重要 港湾 | 泊地 | プレジャーボート | | 船舶の長さ1メートルにつき1日 | 8.4円以内で規則で定める額 |
| | 岸壁、浮棧橋（ヨットハーバー浮棧橋を除く。）又は物揚場 | プレジャーボート | プレジャーボート用浮棧橋を使用する場合 | | 26.2円 |
| | | | その他の場合 | | 10.5円 |
| | | 普通船舶（総トン数20トン未満の船舶を除く。） | | 総トン数1トンにつき係留1回（係留時間24時間まで） | 4.5円 （外航船舶にあつては、4.4円） |
| | 定期船舶 | | 2円 | | |
| | ヨットハーバー浮棧橋 | 長さ5メートル未満の船舶 | | 1日 | 830円 |
| | | | | 1月 | 9,230円 |
| | | 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 | | 1日 | 1,050円 |
| | | | | 1月 | 11,550円 |
| | | 長さ7メートル以上9メートル未満の船舶 | | 1日 | 1,350円 |
| | | | | 1月 | 13,850円 |
| | | 長さ9メートル以上の船舶 | | 1日 | 1,780円 |
| | | | | 1月 | 18,470円 |
| | 可動橋 | | 1回 | 2,160円 | |
| | 歩廊橋 | | | 2,200円 | |
| 上屋 | 雑貨上屋を使用する場合 | | 使用面積1平方メートルにつき1日 | 7円 | |
| | 水産上屋を使用する場合 | 昭和51年度に建設したものを使用时 | | 11.2円 | |
| | | 昭和54年度に建設したものを使用时 | | 12.2円 | |
| | くん蒸上屋を使用する場合 | | 1回 | 22,050円 | |

| | | | | |
|------------|---------------------|--|---|---|
| | 野積場及び 附属する施 設 | 野積場を使用する場合 | 使用面積 1 平方メー トルにつき 1 日 | 2円 (舗装区域にあつ ては、2.9円) |
| | | 冷凍コンテナ用コンセントを使用する場合 | 使用口数 1 口につき 1 時間 | 11.2円 |
| | | 野積場附属事務所を使用する場合 | 使用面積 1 平方メー トルにつき 1 日 | 24.7円 |
| 給水施設 | | | 給水量 1 立方メートル | 670円 (外港船舶にあつ ては、640円) |
| 給電施設 | | | 1 回 (使用時間 1 時間 まで) | 87円 |
| 港湾施設用 地 | | 港湾機能施設用地として使用する場合 | 使用面積 1 平方メー トルにつき 1 月 | 60円 (知事が別に定め る者にあつては、 30円) |
| | | 電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガスパ等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合 | 佐賀県道路占用料条例 (昭和28年佐賀県条例第25号) 別表に定める単位及び額による。 | |
| | | その他の場合 | 使用面積 1 平方メー トルにつき 1 月 | 当該土地の時価評 価額に1,000分の 3を乗じて得た額 |
| 荷役機械 | | | 1 回 (使用時間30分 まで) | 9,000円 |
| 地方港 湾 | 泊地 | プレジャーボート | 船舶の長さ 1 メートル につき 1 日 | 8.4円以内で規則 で定める額 |
| | 岸壁、浮棧 橋又は物揚 場 | プレジャーボート | | 10.5円 |
| | | | 普通船舶 (総トン数20トン未満の船舶を除く。) | 総トン数 1 トンにつき 係留 1 回 (係留時間24 時間まで) |

| | | | |
|--------|--|---------------------------|---------------------------------|
| | | | |
| | 定期船舶 | | 1.5円 |
| 野積場 | | 使用面積1平方メートルにつき1日 | 1.7円 |
| 港湾施設用地 | 港湾機能施設用地として使用する場合 | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 51円 (知事が別に定める者にあつては、 26円) |
| | 電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合 | 佐賀県道路占用料条例別表に定める単位及び額による。 | |
| | その他の場合 | 使用面積1平方メートルにつき1月 | 当該土地の時価評価額に1,000分の3を乗じて得た額 |

- 備考 1 プレジャーボートとは、ヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶（漁船、定期船、貨物船その他の業務用船舶及び起重機船、台船その他の作業用船舶を除く。）をいう。
- 2 使用料の額の算定の単位が月、日、トン、メートル、平方メートル又は立方メートルである場合において、使用許可期間、総トン数、長さ、使用面積又は給水量が1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満のもの又は1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満の端数は、それぞれ1月、1日、1トン、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに切り上げる。
- 3 使用料の額の算定の単位が年である場合において、使用許可期間が1年未満であるとき、又は使用許可期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 4 使用許可期間を月割りにより計算する場合には、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、使用した月数に含むものとする。ただし、使用許可期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。

別表第2（第12条関係）

港湾区域内の水域又は公共空地の占用料

| 区分 | | 単位 | 単価 |
|----------------------|---------------------|--------------|------|
| 通路及び橋りょう | | 1平方メートルにつき1年 | 50円 |
| 暗きよ、円管及び線類 | 外径又は外辺が0.3メートル以上のもの | 1メートルにつき1年 | 110円 |
| | 外径又は外辺が0.3メートル未満のもの | | 70円 |
| 電柱類 | | 1本につき1年 | 570円 |
| 物揚場等 | | 1平方メートルにつき1年 | 70円 |
| 漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。） | | | 9円 |
| その他 | | | 100円 |

- 備考
- 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
 - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
 - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
 - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
 - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県道路占用料条例、佐賀県立都市公園条例、佐賀県漁港管理条例、佐賀県海岸占用料等徴収条例、佐賀県流水占用料等徴収条例、佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例、佐賀県砂防法施行条例及び佐賀県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可等に係る占用料等から適用し、この条例の施行の日前の許可等に係る占用料等については、なお従前の例による。

第八条（佐賀県港湾管理条例の一部改正）に係る新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(使用料等)</p> <p>第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第一の規定により算定した額の使用料（港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては、日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料）を納付しなければならない。</p> <p>2 6 略</p> | <p>(使用料等)</p> <p>第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第一の規定により算定した額の使用料（貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額の使用料、港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては日割りをもつて算定した額に一・〇五を乗じて得た額の使用料）を納付しなければならない。</p> <p>2 6 略</p> |